

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月4日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	坂出市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/seisaku/mynumber.html">http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/seisaku/mynumber.html</a>

執行機関名 坂出市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	私立幼稚園の入園料および保育料の減額または免除に係る補助に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		坂出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第8の項 私立幼稚園の入園料および保育料の減額または免除に係る補助に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、家庭の所得状況に応じて私立幼稚園に在園している幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文部大臣裁定。以下「文部省要綱」という。)および高校生修学支援基金事業実施要領(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金)(平成23年5月2日文部科学大臣裁定)に準じ、坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		坂出市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱